

農業農村整備事業に関する意見書

農業をめぐる情勢は国際的な食料事情の変化、食料自給率の低下、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況に置かれていることから、農業の将来を担う経営者が育ち、次代の子どもたちまで農業を継続していく仕組みづくりが必要であります。

その生産基盤であるほ場の大型化や農業生産を支える用排水路、ポンプ場等の整備は、単に農業だけでなく、一部は都市住民の生活にも密接に関連しており、土地改良等の農業農村整備事業の計画的な実施は不可欠であります。

市内の各土地改良区ではこれまで行政と一体となって水田整備に取り組んできましたが、平成20年度末の整備率は58%といまだ低い水準であります。事業完工した地区では効率的な営農が展開されていますが、未整備地区の農家からは我が地域も早くとの要望が多く寄せられています。

ところが、平成22年度予算内示では、土地改良等の農業農村整備事業予算は前年度に比べ大幅に削減されました。

また、地方裁量に任せた新たな仕組みである農山漁村地域整備交付金制度がつくられることになりましたが、全国でわずか1,500億円規模にすぎず、実質的な配分額となると、わずかと言わざるを得ないのが現実であります。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 農業農村整備事業が食料安定供給同様、命を守る政策であることをPRするとともに、事業の円滑な実施を損なわないよう予算の配分を行うこと。
- 2 地方裁量に任せた新たな仕組みである農山漁村地域整備交付金制度の拡充と、これに対する予算配分の増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月25日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官